

令和8年3月27日 第51号
編集 厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課
生活困窮者自立支援室



【この号の内容】

1. 子どもの学習・生活支援事業について

- ◇子どもの学習・生活支援事業に関するガイドラインを発出しました！
- ◇子どもの学習支援等強化事業をご活用ください！
- ◇綾瀬市担当者インタビュー！
～子どもの学習・生活支援事業の実践～
- ◇お知らせ：基本基準額の見直しについて

2. ご報告・お知らせ

- ◇生活困窮者自立支援制度人材養成研修を実施しました！
- ◇部局長会議・課長会議の資料と動画が公表されました！
- ◇ブロック会議を開催しました！
- ◇自治体コンサルティング事業を実施しました！
- ◇室員紹介
- ◎編集後記

子どもの学習・生活支援特集号

51号

1. 子どもの学習・生活支援事業について



子どもの学習・生活支援事業に関するガイドラインを発出しました！

子どもの学習・生活支援事業の立ち上げ及び支援の質の更なる向上や学習支援と生活支援の一体的実施を促進するため、「子どもの学習・生活支援事業に関するガイドライン」を取りまとめ、周知しています。

子どもの貧困連鎖の防止や世帯が抱える複合的な課題の改善のためには、学習支援を行うだけでなく、居場所づくりや生活習慣の形成・改善支援、親への養育支援といった生活支援も行うことが効果的です。そのため、令和7年度から、子どもや保護者に対する相談支援や自立相談支援事業の利用勧奨といった生活支援についても、学習支援と一体的に行うよう求めています。

本ガイドラインも参考に、引き続き、子ども施策や教育施策、他の学習支援事業等との連携を図り、地域の実情に応じた創意工夫のある事業の推進に努めていただくようお願いします。

ガイドラインはこちら！

概要版：<https://www.mhlw.go.jp/content/001506553.pdf>

本文：<https://www.mhlw.go.jp/content/001506554.pdf>

(概要版)



(本文)



子どもの学習支援等強化事業をご活用ください！

物価高騰等の影響が依然として続き、生活困窮世帯の子どもの体験格差や進学格差の問題がより深刻化しています。体験によって、子どもの興味の扉が開くこともあり、普段の勉強に向かうモチベーションにつながります。また、生活困窮世帯の子どもが十分な食事を取れず、痩せていく、身長が伸びないといった懸念もあります。

そのため、モデル的に、体験格差の解消等に取り組むとともに、全国的な子どもの学習・生活支援事業の実施に向けた環境整備として、未実施自治体の立ち上げ支援や、都道府県を主体とした高校生世代への学習支援を実施することとし、子どもの体験格差の解消等を図るための予算を令和7年度補正予算に計上しています。

本事業の活用を積極的にご検討ください！



綾瀬市担当者にインタビュー！ ～子どもの学習・生活支援事業の実施～

神奈川県綾瀬市生活支援課生活支援担当の木練さんに子どもの学習・生活支援事業について事業運営の詳細や事業を行う上で難しいと感じることなどをお聞きしました！

どのような取組を行っていますか？事業内容を教えてください。

本市では、平成28年度から本事業を実施しており、事業開始当初は生活保護受給世帯のみを対象としていましたが、平成30年度から就学援助制度利用世帯にも対象を拡大し、学習の場の提供と、勉強のやり方がわからないという中学生に対する習慣づけを主な目的として行っています。中学生の参加者概ね2人に対してスタッフを1人以上配置しています。

加えて、高校中退の防止のため、相談できる場所の確保や高校生も参加できる環境づくりとして、本事業参加後に進学した高校生（中退者を含む）も対象としています。高校生に対するスタッフは各会場に1人以上配置しています。

また、体験活動では、世代間交流を目的とした参加学年を問わない交流会の開催、スタッフや外部講師による講義の実施、高校や大学に進学した時のイメージを持てるよう高校見学や大学のオープンキャンパスに参加する企画を実施しました。

取組内容については、参加者のアンケートを参考に、何がいいのか模索しながら、委託事業者と相談の上、決めています。

体験活動の様子



事業周知において工夫していることはありますか？

周知の段階で、生徒自身が生活困窮状態にある家庭であることを極力表に出さないように留意しています。また、周知方法について、教育部局から就学援助制度利用世帯に対する通知に本事業の案内の同封を依頼しているほか、開催場所について関係者以外に周知しないように配慮しています。

その他、年度当初には就学援助制度利用世帯ではなかったものの、転居等により年度途中から対象となる世帯があるため、その世帯へのご案内として、就学援助制度の所管部署窓口の本事業のチラシを置いていただいています。

担い手の確保や委託事業者との日頃の連絡体制について教えてください！

担い手の確保については、委託事業者が募集（有償スタッフ）を行っています。

スタッフには、定年退職された元校長先生やその教え子さんもいます。また、本事業参加者で高校卒業後に学生スタッフとして関わる方もいます。

委託事業者との連絡体制については、全体の責任者と教室責任者から毎月実績報告に合わせ、随時、個別の状況の共有を行うようにしています。参加者と連絡が取れない場合や事業実施の中で疑義が生じた場合などは、共有いただき、参加者や保護者に適切な支援を行えるように心がけています。

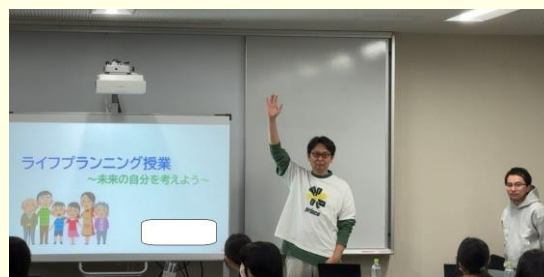
次ページにインタビュー続きます！

事業を行う上でどのようなことが難しいと感じますか？

参加者対象者（特に生活保護受給世帯の生徒）への周知が難しいと感じています。事業の募集をかけた際、生活保護受給世帯からの問い合わせはほとんどなく、ケースワーカーに直接説明を依頼し、ようやく数名が利用している状況です。

また、本事業に参加自体はできているものの、学習習慣の獲得までに至っていない生徒がいる点が課題だと感じています。近年、ヤングケアラーとなっている生徒や不登校などを理由に学習の機会が減少している生徒もあり、本事業の教室での学習はできても、家庭内学習まで結び付かない状況にあると感じています。

特に、保護者との情報共有・連携が難しく、家庭にもよりますが、保護者に学習の重要性が十分に伝わっておらず、委託事業者からの助言等に対する理解・協力を得ることが難しい場合があります。



中高生合同学習会の様子

事業評価方法や次年度事業への反映はどのように？

評価方法は参加率と進学率の2点を指標として設定しており、参加率は参加者全員が各回に参加した場合の人数と参加延べ人数との比較で概ね80%程度、進学率は高校受験をした生徒の合格率として100%を目標としています。年度末には参加者に対してアンケートを行い、意見を反映できる内容については委託事業者と協議しています。

全国の自治体、特に子どもの学習・生活支援事業を未実施の自治体に向けてメッセージをお願いします！

生活困窮者自立支援制度が施行されて10年が経過し、事業実施における補助メニューが充実してきたことにより、どのように事業を展開していくか、迷うことが生じてきていると思います。

子どもの学習・生活支援事業については、子どもやその保護者を対象とした事業であるため、全国規模で見ると、所管課は自治体によっては生活困窮者自立支援担当課に限らず、児童・青少年担当部局や教育部局など、それぞれで異なる部署が所管している場合もあると伺っており、それぞれの部局が実施するメリット・デメリットはあるかと思えます。個人的な視点ですが、生活困窮者自立支援担当課が実施する場合、委託事業者との連携により、困りごとのある世帯に対して、早期の相談につなげていくことができる点、また、相談支援を行っている世帯のうち、対象になる生徒のいる親に対して情報提供を行うことで世帯への支援を手厚くすることができる点が、主なメリットだと考えます。

それ以外にも、自立相談支援において、属性を問わない相談支援の実施や、地域課題の解決を目指すことが必要となってきたことから、本事業の実施によって早期の社会とのつながりの確保、自立に向けた早期の相談対応、社会参加支援などにもつなげることも可能だと考えます。

実施したいと思っても、様々な事情により、実施が難しい状況もあろうかと思えます。庁内外問わず実施のニーズや可能性を探り、最初は小さいところからの実施であっても、今後の相談につながるものとして、新規・継続実施に向けて取り組んでいく必要があるのではないかと考えます。

お知らせ：基本基準額の見直しについて



子どもの学習・生活支援事業の国庫補助の基本基準額については、平成27年度の事業創設時から据置かれていたところ、「経済財政運営と改革の基本方針2025について」（令和7年6月13日閣議決定）において、長年据え置かれてきた公的制度の基準額や閾値の例として挙げられたことを踏まえ、令和8年度予算案においては、昨今の賃金上昇等を踏まえ、基本基準額の引上げを行うこととし、見直しを行う予定です。

各自治体においては、これを念頭に、支援員等の適正な処遇を確保した事業委託契約の締結等を行っていただき、必要な予算の確保をお願いします。

2.ご報告・お知らせ

生活困窮者自立支援制度人材養成研修を実施しました！

生活困窮者自立支援制度は人が人を支える制度であり、日頃から生活困窮者が抱える多様で複合的な課題に対応されている支援員の皆さまは重要な基盤となっています。

そこで、厚労省では生活困窮者自立支援制度における基本理念（生活困窮者の自立と尊厳の確保、生活困窮者支援を通じた地域づくり）を具現化できる高度な専門人材を養成することを目的として、初任者研修と現任者向け研修の2種類の研修を実施しています。

令和7年度生活困窮者自立支援制度人材養成研修（初任者研修）について、全日程を終了しましたのでご報告します！



【研修内容】

以下の7つの研修を実施しました！

- ・主任相談支援員初任者研修
- ・相談支援員初任者研修
- ・就労支援員・就労準備支援事業支援員初任者研修
- ・家計改善支援事業支援員初任者研修
- ・居住支援事業支援員初任者研修
- ・子どもの学習・生活支援事業支援員初任者研修
- ・都道府県研修・自治体の体制整備に係る担当者研修



研修を受講いただくことで、日頃の実践を振り返ることができるのにあわせて、全国各地の支援員さんとの交流することができます。

自分と同じようなところで困っていたり、悩んでいたりと感情を共有し、自分だけではないということを感じていただけたら、と思います！！

次年度の生活困窮者自立支援制度人材養成研修についても、ご参加をお待ちしています！！

部局長会議・課長会議の資料と動画が公表されました！

令和7年度の全国厚生労働関係部局長会議（部局長会議）と社会・援護局関係主管課長会議（課長会議）の資料と動画が公表されました。これらの資料・動画には、国からの大切な連絡事項や依頼事項をまとめていますので、各自治体においては、必ずご確認くださいませますようお願いいたします。

掲載先

【部局長会議】

①資料 ※社会・援護局（社会）の資料を参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_69689.html

②動画

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWgEina1yBgVRZ9wfxMESnCK>

【課長会議】

③資料 ※資料5-1、5-2を参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_71475.html

④動画

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWge5U3M7NmVewAbNE8j2VTj>

①



②



③



④



資料・動画のポイント

○改正生活困窮者自立支援法・改正住宅セーフティネット法に基づく支援や就職氷河期世代等への支援が着実に実施されるよう、住まいに関する包括的な支援体制の整備や任意事業の実施、認定就労訓練事業の活用、関係機関との更なる連携の強化や地域づくり等に積極的に取り組んでいただきたい。

○自立相談支援機関の支援員等の処遇改善のため、事業の委託契約の締結等に当たっては、昨今の物価高騰を踏まえた賃金上昇を加味した内容となるようお願いする。

ブロック会議を開催しました！

都道府県・政令指定都市・中核市からなる全国6つのブロックごとに、自治体職員の方々の意見交換・情報共有の場として、ブロック会議を実施しています。

今年度は、九州・沖縄ブロックを皮切りに、11月から2月に開催されました。当室員もグループディスカッション等に参加させていただき、なかなか直接お話しする機会がない自治体の方々の貴重なご意見を伺うことができました！

自治体コンサルティング事業を実施しました！

自治体コンサルティング事業とは、生活困窮者自立支援制度の各事業の立ち上げや実施に際して専門的助言等を必要とする自治体に対して、国から知見を有する専門スタッフを派遣し、事業実施上のノウハウの伝達・助言等を行うことで、課題解決を支援する事業です。こうした取組を通じて、全国的な支援スキルの向上を目指しています。

令和7年度の実施状況

今年度は6つのテーマで、専門スタッフの派遣を希望する自治体を募集しました。コンサルを行った自治体からは、「事業実施に向けた具体的な方針について考えることができた」「自立相談支援事業と任意事業とでお互いの事業内容を知ることができた」といった声をいただいています。

【支援テーマ】計27自治体

- ①就労準備支援事業の立ち上げ支援（6自治体）
- ②家計改善支援事業の立ち上げ支援（0自治体）
- ③子どもの学習・生活支援事業の立ち上げ支援（0自治体）
- ④居住支援事業の立ち上げ支援（2自治体）
- ⑤自立相談支援事業における住まいに関する相談支援について（4自治体）
- ⑥自立相談支援事業等、生活困窮者自立支援事業実施上の課題解決支援（15自治体）



【実施内容】

- * 自治体から事前にいただいた課題を元にヒアリングしたところ、その背景には別の課題があることが分かり、その課題について共有するとともに、解決に向けた支援を実施
- * 講師が実践している事業内容などをそのまま実践することは、地域資源や自治体規模の違い等により難しいため、講師の実践例も踏まえつつ、自分の自治体ではどのように実践できるのかを考えてもらえるように、ワークショップを実施 等

注目!

令和8年度の自治体コンサルティング事業の実施について

令和8年度は、①「就労準備支援事業、家計改善支援事業及び子どもの学習・生活支援事業の未実施自治体への導入支援事業」を実施する都道府県及びその都道府県が「就労準備支援事業、家計改善支援事業及び子どもの学習・生活支援事業の未実施自治体への導入支援事業」の対象とした自治体、②都道府県研修の質の向上について検討している都道府県に対して講師を派遣し、コンサルティングを実施する予定としています。該当する自治体におかれましては、ぜひ自治体コンサルをご活用ください！

★ 室員紹介 ★

- 出身地：大分県
- 主な担当業務：制度総括、法令業務
- 最近のマイブーム：ちいかわグッズを集めること
- 個人的失敗事例：ちいかわグッズを集めすぎて家がちいかわで溢れていること
- ひとこと：10月に異動してきました。現場に足を運び、制度の理解を深めていきたいと思っています。よろしくお願いいたします！



すかの ふみか
管野 史佳



すずき たいせい
鈴木 大晴

- 出身地：千葉県八千代市
- 主な担当業務：制度総括、法令業務
- 最近のマイブーム：エルモのぬいぐるみを愛でる
- 個人的失敗事例：スマホかと思ったらモバイルバッテリーを持って来ていた、リュックを自宅に置き手ぶらで出勤しようとする等、色々ありますが前向きに頑張っています！
- ひとこと：1月に異動してきました。何でも吸収して、謙虚に学ばせていただきたいです。よろしくお願いいたします！

編集後記



今年度は、改正生活困窮者自立支援法の施行に始まり、生活困窮者自立支援制度にとって大きな転機となる一年だったかと思えます。生活困窮者自立支援制度に携わる皆様には大変お世話になりました。新年度を迎えるにあたり、環境が変わる方も、変わらない方も、それぞれの場所で充実した毎日が過ごせますように、新しい年度が実り多き一年となりますことをお祈り申し上げます。

最後になりましたが、インタビューにご協力いただいた自治体の皆さま、誠にありがとうございました！

来年度のニュースレターもお楽しみに！！



日比谷公園の桜

